

業務報告書

令和 8 年 5 月 31 日

記載忘れ注意

業務報告書記載例及び記載上の注意事項

更新日 2026年2月1日

愛知県知事 殿

令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

直近の決算期
 令和 7 年 2 月 1 日 から
 令和 8 年 1 月 31 日 まで

届出者登録番号

愛知県知事 () 第 00000 号

(郵便番号)
460 - 8501
住所
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話番号 (052) 954 - 6333

商号又は名称
株式会社●●商事氏名
代表取締役 愛知太郎

(法人にあっては、代表者の氏名)

ゴム印でも可

法定代理人

氏名、商号又は名称

連絡者 所属

総務課

氏名
愛知 次郎

電話番号 (090) 0000 - 0000

Eメール ●●●@●●.ne.jp

(記載上の注意)

業務報告書の報告対象期間を記載（決算期の期首期末ではありません。）

報告年度の前年度「令和7年4月1日～令和8年3月31日」

【新規登録事業者のみ】（登録換えの場合を除く。）

「登録日の翌日～令和7年3月31日」

令和8年3月31日時点での直近決算期の期首日、期末日を記載。

【個人の場合】令和7年1月1日～令和7年12月31日

【法人の場合】令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に終了する決算期

<例>決算日7月31日 令和6年8月1日～令和7年7月31日

提出時点での更新回数（省略可）

報告書の作成担当者の氏名を必ず記載。

不在が多い場合は携帯電話を記載。

報告書の内容に疑義がある場合には問い合わせすることができます。

【Eメールについて】※任意

業務で使用するEメールアドレスを記入してください。

今後の通知や不備の修正等のやり取りに利用します。

可能であればご記入ください。

【報告書作成の共通事項】

- ・金額の単位は全て千円として千円未満は切り捨て
- ・千円未満の残高しかない項目は「0」を記載。
- ・構成割合、金利は原則、小数点第3位を切り捨てて第2位までを記載。
計算式が入力されているExcelに入力して作成する場合には考慮不要。

「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

業務報告書

目 次

- 1 貸付金の種別残高
- 2 業種別貸付残高
- 3 貸付金の金額別内訳
- 4 貸付金の期間別内訳
- 5 貸付金の金利別内訳
- 6 貸付金の種別内訳（除外貸付・例外貸付）
- 7 総量規制超過部分の貸付残高
- 8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳
- 9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳
- 10 事業者向無担保貸付金の金額別内訳
- 11 事業者向無担保貸付金の金利別内訳
- 12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等
- 13 貸金業協会等への加入状況等

（記載上の注意）

- 1 本報告書は、法の規制を受ける貸付けについて、直近の3月31日時点の計数等を記載する。
- 2 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者の所属部署及び氏名を記載する。
- 3 目次に掲げる各表について、該当がない場合も「該当なし」の旨記載して提出する。
- 4 各表の残高の単位（千円）未満の端数は、特に注記がない限り切り捨てて記載する。このため、各表の残高内訳の合計は「合計」（又は「計」）欄の残高と合致しない場合がある。
- 5 各表の「構成割合」は、合計に対する割合を小数点第3位を切り捨てて第2位まで記載する。
- 6 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載する。
- 7 各表中、「関係会社」とあるのは、提出業者の親会社、子会社及び関連会社並びに提出業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、「親会社」、「子会社」及び「関連会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」、「子会社」及び「関連会社」をいう。
- 8 各表の「件数」は、契約件数を記載する。なお、極度方式貸付けについては、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数ではなく、極度方式基本契約の件数を記載する。
- 9 各表の「残高」は、貸付当初の元本、極度方式基本契約の極度額ではなく、残元本を記載する。
- 10 「平均約定金利」は、加重平均により小数点第3位を切り捨てて第2位までを記載する。
例：無担保貸付残高が55万円、その内訳が18.55%で25万円、17.80%で15万円、9.07%で15万円の場合
→ $(25 \times 18.55\%) + (15 \times 17.80\%) + (15 \times 9.07\%) \div 55 = 0.1576$ (15.76%)
なお、算出不能の場合は推定値を記載する。

1 貸付金の種別残高

貸付種別	件数・残高	件 数 (件)	構成割合 (%)	残 高 (千円)	構成割合 (%)	平均約定金利 (%)
消費者向	無 担 保 (住宅向を除く)	90	81.81%	9,200	6.28%	17.55%
	有 担 保 (住宅向を除く)	7	6.36%	11,000	19.46%	① 14.72%
	住 宅 向	3	2.72%	16,800	29.73%	4.70%
	計	100	90.90%	37,000	65.48%	② 10.87%
事業者向	無 担 保 (関係会社向を除く)	5	4.54%	8,150	14.42%	13.15%
	有 担 保 (関係会社向を除く)	1	0.90%	650	1.15%	15.00%
	手 形 割 引 (関係会社向を除く)	1	0.90%	700	1.23%	17.00%
	関 係 会 社 向	3	2.72%	10,000	17.69%	3.00%
	計	10	9.09%	19,500	34.51%	8.13%
合 計		110	100.00%	56,500	100.00%	③ 9.92%

(記載上の注意)

- 1 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 2 「関係会社向」は提出業者の関係会社及び提出業者の親会社の関係会社に対する貸付けを記載する。
- 3 担保には保証を含まない。

【消費者向】

事業資金以外の一般資金が該当。個人事業主に対する貸付で事業資金でない場合はこちらに含む

(例：個人事業主の生活資金、住宅購入資金、自家用車購入資金など)

※消費向以外は全て事業者向となる

表1 「貸付金の種別残高」

基準日（3月末日）時点の貸付状況を消費者・事業者に分け、種別ごとに記載以降の表と一致しなければならない項目に注意

消費者向の残高計は、表2の「個人」欄と一致

消費者向無担保の件数・残高は、表8、表9「消費者向無担保貸付金」と一致

事業者向無担保の件数・残高は、表10、表11「事業者向無担保貸付金」と一致

【貸付件数】

- ・基準日（3月末日）時点の契約件数
- ・手形割引は、保有件数
- ・極度方式貸付は、極度方式基本契約の件数

【貸付残高】

- ・基準日（3月末日）時点の償却前の貸付残高（貸付当初の残高ではない）
- ・極度方式貸付は、極度額ではないので注意。

<Excelで作成する場合の注意>

- ・残高の「計」や「合計」は、手入力すること。

【構成割合】

- ・合計（最下欄）に対する割合

【グループ会社間貸付】

貸金業法施行令第1条の2第6号に該当する**グループ会社間貸付**がある場合は、除外せず「事業者向・関係会社向」の欄に必ず記載。

【平均約定金利】

平均約定金利は加重平均により小数点第2位まで記載（第3位以下切り捨て）
平均約定金利の算出が不可能な場合は、推定値を記載。

【算出方法】

計算式：（金利×残高の構成割合 + … + 金利×残高の構成割合）÷構成割合

① 貸付種別ごとの金利計算（例：消費者向有担保貸付）

消費者向有担保貸付の構成が残高10,000千円が金利15%、残高1,000千円が金利12%

※貸付種別ごとの構成は表で記載する場所はありません。

	残高(千円)	構成割合(%)	金利(%)
金利1	10,000	90.91%	15.00%
金利2	1,000	9.09%	12.00%
計	11,000	100.00%	①

$$\text{計算式} \quad \frac{15.00\% \times 90.91\% + 12.00\% \times 9.09\%}{100\%} = 14.72\%$$

② 小計の金利計算（例：消費者向貸付の小計）

	残高(千円)	構成割合(%)	金利(%)
無担保	9,200	16.28%	17.55%
有担保	11,000	19.46%	14.72%
住宅向	16,800	29.73%	4.70%
計	37,000	65.48%	②

$$\text{計算式} \quad \frac{17.55\% \times 16.28\% + 14.72\% \times 19.46\% + 4.70\% \times 29.73\%}{65\%} = 10.87\%$$

③ 合計の金利計算

	残高(千円)	構成割合(%)	金利(%)
消費者向	37,000	65.49%	10.87%
事業者向	19,500	34.51%	8.13%
計	56,500	100.00%	③

$$\text{計算式} \quad \frac{10.87\% \times 65.49\% + 8.13\% \times 34.51\%}{100\%} = 9.92\%$$

2 業種別貸付残高

業種別 先数・残高	先 数 (件)	残 高		構成割合 (%)
		(千円)	構成割合 (%)	
農業、林業、漁業	1	1.01%	700	1.23%
建設業		0.00%		0.00%
製造業	2	2.02%	4,000	7.07%
電気・ガス・熱供給・水道業		0.00%		0.00%
情報通信業		0.00%		0.00%
運輸業、郵便業	2	2.02%	3,500	6.19%
卸売業、小売業		0.00%		0.00%
金融業、保険業	3	3.03%	10,000	17.69%
不動産業、物品賃貸業	1	1.01%	1,300	2.30%
宿泊業、飲食サービス業		0.00%		0.00%
教育、学習支援業		0.00%		0.00%
医療、福祉		0.00%		0.00%
複合サービス事業		0.00%		0.00%
サービス業(他に分類されないもの)		0.00%		0.00%
個人	90	90.90%	37,000	65.48%
特定非営利活動法人		0.00%		0.00%
その他		0.00%		0.00%
合計	99	100.00%	56,500	100.00%

(記載上の注意)

- 1 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 2 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 3 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 4 事業を営む個人顧客については、施行規則第10条の23第1項第4号及び第5号、同規則第10条の28第1項第3号及び第4号に定める契約に係る貸付けについては、事業性があるものとみなし、それぞれの業種別の欄に計上する。また、施行規則第10条の22第1項第4号に掲げる金額を基に算出した法第13条の2第2項に定める基準額の範囲内で契約した貸付けについては「個人」の欄に計上する。
- 5 「個人」欄の残高は、「表1」の消費者向計の残高と一致する。
- 6 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。
- 7 残高合計は、「表1」の残高合計と一致する。

表2「業種別残高」

表1に記載した貸付残高全体を貸付先の業種ごとに分類して記載。

【「事業者向」貸付の分類】

表1「事業者向」に分類した貸付を相手先業種によって個人以外に分類。
個人事業主に対する事業資金（仕入資金、営業車両購入など）は業種別に分類。

【「消費者向」貸付の転記】

表1「消費者向」残高計を「個人」欄に転記。
個人事業主に対する消費性資金（生活費、住宅購入資金、自家用車購入資金など）はこちら。

【先数】

貸付先の先数を記載（同債務者に複数口の貸付があっても1件としてカウント）
表1の契約件数ではないので注意。

<例>

貸付先	貸付件数
債務者A	3口
債務者B	2口
債務者C	1口
先数 4	件数 6

※ 表1では件数を、表2では先数を記載

【貸付残高】

「個人」欄の残高は、表1「消費者向」に一致
「合計」欄の残高は、表1の合計残高に一致

3 貸付金の金額別内訳

件数・残高 金額別	件 数 (件)	構成割合 (%)	残 高 (千円)	構成割合 (%)
10万円以下	55	50.00%	2,984	5.28%
10万円超 30万円以下	33	30.00%	5,481	9.70%
30〃 50〃	3	2.72%	1,102	1.95%
50〃 100〃	4	3.63%	3,219	5.69%
100〃 500〃	13	11.81%	31,664	56.04%
500〃 1,000〃	2	1.81%	12,050	21.32%
1,000〃 5,000〃		0.00%		0.00%
5,000〃 1億円以下		0.00%		0.00%
1億円超 5〃		0.00%		0.00%
5〃 10〃		0.00%		0.00%
10〃 100〃		0.00%		0.00%
100億円超		0.00%		0.00%
合 計	110	100.00%	56,500	100.00%
1件当たり平均貸付残高(小数点第3位を切捨てて第2位までを記載)			513.63	

(記載上の注意)

- 1 貸付残高が直近の事業年度末における自己資金（法人の場合は自己資本）の額を超える貸付先すべて（ただし、当該先が20に満たない場合は、貸付残高上位20位までの貸付先）について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した別途の表（任意様式）を併せて提出する。（自己資金又は自己資本を超える貸付先が無い場合は別途の表の提出は不要）
- 2 「自己資金」とは、資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。
- 3 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金（特別法上の引当金を含む。）の合計額を加えた額をいう。
- 4 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。
- 5 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切捨てて第2位までを記載する。例：1.25、0.36等

4 貸付金の期間別内訳

件数・残高 期間別	件 数 (件)	構成割合 (%)	残 高 (千円)	構成割合 (%)
1年以下	87	79.09%	26,385	46.69%
1年超 5年以下	20	18.18%	13,315	23.56%
5〃 10〃		0.00%		0.00%
10〃 15〃		0.00%		0.00%
15〃 20〃	3	2.72%	16,800	29.73%
20〃 25〃		0.00%		0.00%
25年超		0.00%		0.00%
合 計	110	100.00%	56,500	100.00%
1件当たり平均約定期間(小数点第3位を切捨てて第2位までを記載)			1.79	

(記載上の注意)

- 1 期間は約定期間による。
- 2 「1件当たり平均約定期間」は加重平均により小数点第3位を切り捨てて第2位までを記載する。
例：1年以下が2件、1年超5年以下の2年が3件、3年が5件、5年超10年以下の6年が3件、7年が3件の場合
$$\rightarrow \frac{(1\times 2+2\times 3+3\times 5+6\times 3+7\times 3)}{(2+3+5+3+3)} = 3.875 \text{ (3.87年)}$$

なお、算出不能の場合は推定値を記載する。
- 3 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

表3「貸付金の金額別内訳」

表1に記載した貸付残高全体を貸付の金額ごとに分類して記載。
残高は、基準日（3月末日）時点の償却前の貸付残高（貸付当初の残高ではない）
件数合計、残高合計は表1「合計」欄と一致。

【貸付先リストの添付について】

以下のフローに応じて該当する場合には、貸付先リストを作成
貸付先リストは任意様式

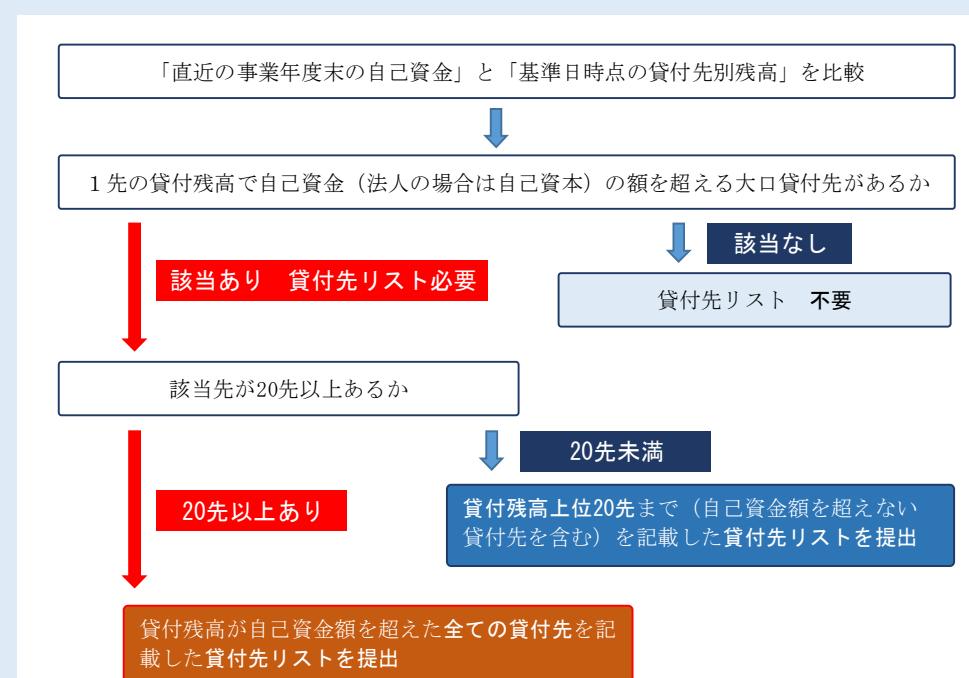


表4「貸付金の期間別内訳」

表1に記載した貸付残高全体を貸付の期間ごとに分類して記載。
分類する期間は、当初の約定期間（不良債権等で長期化していても当初契約の返済期間）
手形割引は、割引日から手形の支払期日までの期間を約定期間とする。
件数合計、残高合計は、表1「合計」欄と一致。

【平均約定期間】

1件当たりの平均約定期間は年単位で加重平均により算出。

計算式：(件数×期間+…+件数×期間) ÷ 合計件数

<例>

	1年以下	2年以下	4年以下	18年以下	20年以下	合計
<計算式>	1年×87件+2年×13件+4年×7件+18年×2件+20年×1件					= 1.79年
1年以下	87					
2年以下	13					
4年以下	7					
18年以下	2					
20年以下	1					
合計	110					

5 貸付金の金利別内訳

金利別 件数・残高	件 数 (件)	構成割合(%)	残 高 (千円)	構成割合(%)
10.0 %以下	6	5.45%	26,800	47.43%
10.0 %超 15.0 %以下	25	22.72%	18,370	32.51%
15.0 " 18.0 "	79	71.81%	11,330	20.05%
18.0 " 20.0 "		0.00%		0.00%
20.0 " 29.2 "		0.00%		0.00%
29.2 "		0.00%		0.00%
合 計	110	100.00%	56,500	100.00%

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

記載忘れ注意

表5「貸付金の金利別内訳」

表1に記載した貸付残高全体を貸付の金利ごとに分類して記載。

残高は、基準日（3月末日）時点の償却前の貸付残高（貸付当初の残高ではない）

件数合計、残高合計は、表1「合計」欄と一致。

6 貸付金の種別残高（除外貸付・例外貸付）

貸付種別	件数・残高	件 数 (件)	構成割合 (%)	残 高 (千円)	構成割合 (%)	平均約定 金利 (%)
	件 数 (件)					
除外貸付	施行規則第10条の21第1項第1号で定める契約	3	37.50%	16,800	88.18%	4.70%
	施行規則第10条の21第1項第2号で定める契約		0.00%		0.00%	
	施行規則第10条の21第1項第3号で定める契約	2	25.00%	530	2.78%	16.58%
	施行規則第10条の21第1項第4号で定める契約	1	12.50%	165	0.86%	15.00%
	施行規則第10条の21第1項第5号で定める契約		0.00%		0.00%	
	施行規則第10条の21第1項第6号で定める契約		0.00%		0.00%	
	施行規則第10条の21第1項第7号で定める契約		0.00%		0.00%	
	施行規則第10条の21第1項第8号で定める契約		0.00%		0.00%	
	計	6	75.00%	17,495	91.83%	5.15%
例外貸付	施行規則第10条の23第1項第1号で定める契約	1	12.50%	195	1.02%	18.00%
	施行規則第10条の23第1項第1号の2で定める契約		0.00%		0.00%	
	施行規則第10条の23第1項第2号で定める契約		0.00%		0.00%	
	施行規則第10条の23第1項第2号及び施行規則第10条の28第1項第1号で定める契約		0.00%		0.00%	
	施行規則第10条の23第1項第3号及び施行規則第10条28第1項第2号で定める契約		0.00%		0.00%	
	施行規則第10条の23第1項第4号及び施行規則第10条28第1項第3号で定める契約	1	12.50%	1,360	7.13%	12.00%
	施行規則第10条の23第1項第5号及び施行規則第10条28第1項第4号で定める契約		0.00%		0.00%	
	施行規則第10条の23第1項第6号で定める契約		0.00%		0.00%	
	計	2	25.00%	1,555	8.16%	12.73%
合 计		8	100.00%	19,050	100.00%	5.76%

(記載上の注意)

1 「除外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約をいう。

2 「例外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約（法第13条の3第5項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約を含む。）として内閣府令で定めるものをいう。

表6「貸付金の金利別内訳」

貸金業法施行規則に定める「除外貸付」「例外貸付」について記載。

残高は、基準日（3月末日）時点の償却前の貸付残高（貸付当初の残高ではない）。

除外貸付	住宅ローン（借地権取得資金含む）又は住宅のリフォームローン
	上記のつなぎ融資
	自動車購入のための自動車担保ローン
	高額医療費（健康保険法・国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律等で定められているもの）の貸付
	金融商品取引法に定める、一定の有価証券を担保とする貸付
	返済能力を超えないと認められる不動産担保貸付（居住用不動産等を除く）
	売却予定の個人顧客の不動産売却代金により弁済予定の契約であって、顧客の返済能力を超えないと認められるもの
手形割引・金融商品取引業者が行う一定の有価証券担保ローン・媒介契約	

例外貸付	債務の弁済のために必要な資金の貸付に係る契約の内、要件を満たすもの（1号関係）
	債務の弁済のために必要な資金の貸付に係る契約の内、要件を満たすもの（1号の2関係）
	個人顧客又は生計を一にする者の緊急医療費の内、返済能力を超えないと認められるもの
	個人顧客が特定費用を支払うために必要な資金の貸付に係る契約の内、要件を満たすもの
	専業主婦（主夫）等への貸付の内、配偶者と併せた年収の3分の1以下の貸付（配偶者の同意等が要件）
	事業を営む個人顧客に対する貸付の内、事業実態が確認されており、事業計画等に照らし返済能力を超えないもの
	現に事業を営んでいない個人顧客に対する、新たな事業を行うために必要な資金の貸付の内、事業計画等により事業用資金であると確認でき、かつ事業計画等により返済能力を超えないと認められるもの
金融機関からの貸付が行われるまでのつなぎ融資の内、正規貸付が行われることが確実と認められ、返済期間が1か月を超えないもの	

7 総量規制超過部分の貸付残高

貸付種別	先数・残高	先 数 (件)	残 高 (千円)
総量規制超過部分の貸付残高 (自社貸付残高)		3	150

(記載上の注意)

- 1 「先数」は、本報告書作成時点で個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、直近で実施した法第13条の3第1項及び第2項の規定による調査（途上与信調査）の結果、同条第5項に規定する「基準額超過極度方式基本契約」に該当すると認められた極度方式基本契約（下記2において「当該契約」という。）に係る個人顧客の先数を記載する。
- 2 「残高」は、当該契約に係る個人顧客に対する提出業者の3月末時点の貸付残高（当該契約の残元本及び当該契約以外の貸付けに係る契約を同一顧客と締結している場合にはその残元本。）のうち、当該個人顧客に係る法第13条の2第2項に規定する「基準額」を超過している額を記載する。

表7 「総量規制超過部分の貸付残高」

個人顧客との極度方式基本契約を締結している場合で、業務報告書作成時点で把握している直近の途上与信調査結果に基づき算定した当該個人顧客に対して、基準日（3月末日）時点の貸付残高が超過している場合、その先数及び超過分の残高を記載する。

8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

件数・残高 金額別		消費者向貸付がなければ記載不要			
		件 数 (件)	構成割合 (%)	残 高 (千円)	構成割合 (%)
10 万円以下		55	61.11%	2,984	32.43%
10 万円超 20 万円以下		25	27.77%	3,546	38.54%
20〃 30〃		8	8.88%	1,935	21.03%
30〃 50〃		2	2.22%	735	7.98%
50〃 70〃			0.00%		0.00%
70〃 100〃			0.00%		0.00%
100〃 150〃			0.00%		0.00%
150〃 200〃			0.00%		0.00%
200〃 300〃			0.00%		0.00%
300 万円超			0.00%		0.00%
合 計		90	100.00%	9,200	100.00%
1件当たり平均貸付残高(小数点第3位を切り捨てて第2位までを記載)				102.22	

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

表8 「消費者向無担保貸付金の金額別内訳」

表1に記載した貸付残高全体のうち「消費者向無担保貸付」を貸付の金額ごとに分類して記載。

残高は、基準日（3月末日）時点の償却前の貸付残高（貸付当初の残高ではない）
件数合計、残高合計は表1「消費者向無担保貸付」欄と一致

1 貸付金の種別残高

貸付種別	件数・残高 (件)	件 数 (件)	構成割合 (%)	残 高 (千円)	構成割合 (%)	平均約定金利
						(%)
無 担 保 (住宅向を除く)	90	81.81%	9,200	16.28%	17.55%	
有 担 保 (住宅向を除く)	7	6.36%	11,000	19.46%	14.72%	
住 宅 向	3	2.72%	16,800	29.73%	4.70%	
計	100	90.91%	37,000	65.49%	10.87%	
無 担 保 (関係会社向を除く)	5	4.54%	8,150	14.42%	13.15%	
有 担 保	1	0.00%	650	1.15%	15.00%	

9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

件数・残高 金利別		消費者向貸付がなければ記載不要			
		件 数 (件)	構成割合 (%)	残 高 (千円)	構成割合 (%)
10.0 %以下			0.00%		0.00%
10.0 %超 15.0 %以下		14	15.55%	1,380	15.00%
15.0〃 18.0〃		76	84.44%	7,820	85.00%
18.0〃 20.0〃			0.00%		0.00%
20.0〃 29.2〃			0.00%		0.00%
29.2〃			0.00%		0.00%
合 計		90	100.00%	9,200	100.00%

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

表9 「消費者向無担保貸付金の金利別内訳」

表1に記載した貸付残高全体のうち「消費者向無担保貸付」を貸付の金利ごとに分類して記載。

残高は、基準日（3月末日）時点の償却前の貸付残高（貸付当初の残高ではない）
件数合計、残高合計は表1「消費者向無担保貸付」欄と一致

10 事業者向無担保貸付金の金額別内訳

事業者向貸付が無ければ記載不要				
件数・残高 金額別	件 数 (件)	構成割合 (%)	残 高 (千円)	構成割合 (%)
100 万円以下	1	20.00%	1,000	12.26%
100 万円超 500 万円以下	4	80.00%	7,150	87.73%
500 ツ 1,000 ツ		0.00%		0.00%
1,000 ツ 5,000 ツ		0.00%		0.00%
5,000 ツ 1 億円以下		0.00%		0.00%
1 億円超 5 ツ		0.00%		0.00%
5 ツ 10 ツ		0.00%		0.00%
10 億円超		0.00%		
合 計	5	100.00%	8,150	100.00%
1件当たり平均貸付残高(小数点第3位を切り捨てて第2位までを記載)			1630.00	記載忘れ注意

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
- 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切り捨てて第2位までを記載する。例：1.25、0.36等

11 事業者向無担保貸付金の金利別内訳

件数・残高 金利別	件 数 (件)	構成割合 (%)	残 高 (千円)	構成割合 (%)
5.0 %以下		0.00%		0.00%
5.0 %超 10.0 %以下		0.00%		0.00%
10.0 ツ 15.0 ツ	3	60.00%	5,340	65.5%
15.0 ツ 18.0 ツ	2	40.00%	2,810	34.47%
18.0 ツ 20.0 ツ		0.00%		0.00%
20.0 ツ 29.2 ツ		0.00%		0.00%
29.2 ツ		0.00%		0.00%
合 計	5	100.00%	8,150	100.00%

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

表10「事業者向無担保貸付金の金額別内訳」

表1に記載した貸付残高全体のうち「事業者向無担保貸付」を貸付の金額ごとに分類して記載。
残高は基準日（3月末日）時点の償却前の貸付残高（貸付当初の残高ではない）
件数合計、残高合計は表1「事業者向無担保貸付」欄と一致。

1 貸付金の種別残高

件数・残高 貸付種別	件 数 (件)	構成割合 (%)	残 高 (千円)	構成割合 (%)	平均約定金利 (%)
消費者向	無 担 保 (住宅向を除く)	90	81.81%	9,200	16.28% 17.55%
	有 担 保 (住宅向を除く)	7	6.36%	11,000	19.46% 14.72%
	住 宅 向	3	2.72%	16,800	29.73% 4.70%
	計	100	90.91%	37,000	65.49% 10.87%
事業者向	無 担 保 (関係会社向を除く)	5	4.54%	8,150	14.42% 13.15%
	有 担 保 (関係会社向を除く)	1	0.90%	650	1.15% 15.00%
	手 形 割 引 (関係会社向を除く)	1	0.90%	700	1.23% 17.00%
	関 係 会 社 向			「関係会社向」は対象外	3.00%
計	10	9.09%	19,500	34.51%	8.13%

表11「事業者向無担保貸付金の金利別内訳」

表1に記載した貸付残高全体のうち「事業者向無担保貸付」を貸付の金利ごとに分類して記載。
残高は基準日（3月末日）時点の償却前の貸付残高（貸付当初の残高ではない）
件数合計、残高合計は表1「事業者向無担保貸付」欄と一致。

12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

(1) 新規契約状況

	件数等 (件・%)
新規申込件数	20 件
新規契約件数	15 件
新規契約率	75.00%

(記載上の注意)

- 新規申込件数は、当該年度の申込件数（既存顧客からの申込件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 新規契約件数は、当該年度の契約件数（既存顧客との契約件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。

消費者向貸付がなければ記載不要

表12「消費者向無担保貸付金の新規契約状況」
報告年度の前年度1年間の新規申込及び新規契約の状況を記載

【新規申込・契約】

「新規申込」「新規契約」は既存顧客に対する追加貸付を含む。

「新規申込」には電話等も含む（把握している範囲で可）。

極度方式の場合は、基本契約の件数を計上。

同一の債務者が1年間で複数の追加貸付の申込や契約があった場合には全て件数に計上。

(2-1) 新規貸付状況

	件数等 (件・千円)
新規貸付総額	200 千円
新規貸付件数	2 件
新規平均貸付額	100 千円

(記載上の注意)

- 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規貸付件数で除した数字を記載する。
- 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」(本表(2-1)の記載は不要)。

【新規貸付状況】

「新規貸付」は新規顧客に対する貸付のみ。

(1) 新規契約状況と違い既存顧客は含まない。

新規顧客へ対する貸付は初回のみ計上（1年間で複数貸付しても初回の1件の実績のみ）
把握できない場合には(2-2)を作成。

どちらかを記載

(2-2) 当該年度の貸付状況

	件数等 (件・千円)
当該年度貸付総額	
当該年度貸付件数	
当該年度平均貸付額	

【当該年度の貸付状況】

1年間の貸付実績の累計を記載。

貸付実行額及び件数を計上し、期中の返済等は考慮しない。

(記載上の注意)

- 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。
- 「(2-1) 新規貸付状況」を記載した場合には、本表(2-2)の記載は不要とする。

13 貸金業協会等への加入状況等

<input type="radio"/>	1 貸金業協会に加盟している
<input type="radio"/>	2 指定信用情報機関に加盟している
	3 電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している
	4 一般社団法人日本クレジット協会に加盟している
	5 日本クレジットカード協会に加盟している
	6 包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けている
<input type="radio"/>	7 電気機械器具関係の一般社団法人等に加盟している（関係会社が加盟している場合を含む）
	8 自動車関係の一般社団法人等に加盟している（関係会社が加盟している場合を含む）
	9 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、協同組合連合会日本商店連盟、協同組合連合会日本専門店会連盟に加盟している（関係会社が加盟している場合を含む）
<input type="radio"/>	10 建設・不動産関係の一般社団法人等に加盟している（関係会社が加盟している場合を含む）
	11 質屋の許可を受けている
	12 公益社団法人リース事業協会に加盟している
	13 日賦貸金業者として登録されている
	14 上記のいずれにも該当しない
(参考) その他加入している団体があればその名称を記載すること	

(記載上の注意)

- 1 1～14の該当する項目の左の欄に○を記載し、参考についてはその名称を記載すること。
- 2 一般社団法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等をいう。